

日本クリアランスギャップ研究会 会則
(旧：クリアランスギャップ研究会)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、クリアランスギャップ研究会と称する。

第2章 目的および事業

(目的)

第2条 本会は、広く国民に対して腎不全・透析療法に関し、バスキュラーアクセスの作製維持管理を通して良好な透析効率を維持すること目的とし、全国の透析医療に関わる医療関係者を対象に、研究および診療の進歩、発展を願うものである。

(事業)

第3条 本会は前述の目的を達成するために主として次のような活動をする。

- (1) 研究発表、交流シンポジウム等の開催
- (2) 会員相互の情報交流・研究協力の支援
- (3) 臨床研究活動とその支援
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) その他、役員が適当と認める事項

第3章 会員

(種別)

第4条 会員は本会の目的に賛同し、入会した法人または個人とする。会員は次の5種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 施設会員 本会の目的に賛同して入会した医療施設等
- (3) 名誉会員 本会が承認した個人
- (4) 功労会員 本会が承認した個人
- (5) 賛助会員 本会の目的に賛同し会計面を支援する団体又は個人

(入会)

第5条 1. 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、入会申込書により、本会代表に申し込むものとする。

3. 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) 死亡または失踪宣告もしくは会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令又はこの会の会則及び規則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第4章 会費

(会費)

第9条 1. 会員は本会において別に定めた会費を納入しなければならない。

2. 会費徴収分の出納については会計口座を設け、要請に応じ収支結果を会員に報告する。

(拠出金の不返還)

第10条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第5章 役員等及び事務局

(種別)

第11条 1. この会に、次の役員をおく。

- (1) 幹事
- (2) 監事
- (3) 顧問

2. 理事のうち1 人を代表、2 人を副代表とする。

(選任等)

- 第12条 1. 理事及び監事は、正会員の中から選任される。
2. 代表は、理事の互選とする。
 3. 副代表は、代表が指名する。
 4. 顧問は代表が必要に応じて選任する。

(職務)

- 第13条 1. 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 3. 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会または総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会または総会を招集すること
 - (4) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
 5. 顧問は原則として会の運営には参加しない。
 6. 世話人は研究会大会等の開催・運営に参加・協力するものとする。

(任期等)

- 第14条 1. 理事、監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、理事、監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 増員によって就任した理事、監事の任期は、それぞれの現任者の任期の残任期間とする。
4. 世話人の任期は1年とし、その任期は研究会大会の終了した翌日より次回研究会大会の日までとする。

(解任)

第15条 理事、監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。顧問、世話人については次の各号の一に該当するときは代表の権限により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第16条 1. 役員は、報酬を受けることができない。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(事務局)

- 第17条 1. 本会の事務局は、代表の所属する研究機関・施設に置く。
2. 本会の事務を処理するために、事務所を設け、必要な職員を置くことができる。
 3. 事務局は本会役員の研究機関・施設より代表が任命した者により構成する。

第6章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第21条 1. 通常総会は、原則として毎事業年度1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 第13条第4項第3号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第22条 1. 総会は、前条第2項第2項の場合を除き、代表が招集する。
2. 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、代表とする。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第25条 1. 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、この会と正会員との関係につき議決する場合には、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 1. 理事会は、代表が招集する。

2. 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第34条 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

(表決権等)

第35条 1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. 理事会に出席できない理事は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、この会と特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 1. 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第8章 世話人、世話人会及び委員会

(世話人及び世話人会)

第37条 本会には世話人及び世話人会を置くことができる。

(権能)

第38条 世話人は、理事又は代表の諮問に応じてこの会の運営、業務に関する事項について審議、助言することが出来る。

(委員会)

第39条 本会にはその事業の円滑な実施をはかるため、委員会を設置することができる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 本研究会の主催した集会の出席者より徴収した参加費
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を残さないことを原則とするが、小額の剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すことはできる。ただし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日をもって終わる。

第10章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第46条 この会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を要する。

(解散)

第47条 1. 本会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2. 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(清算人の選任)

第48条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決を経て、類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

(合併)

第50条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を要する。

第11章 雑則

(細則)

第51条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則 (1)

1. この会則は、平成19年11月1日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は前述の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
代 表 鵜川豊世武
副代表 小野淳一
副代表 椛島成利
監 事 藤原千尋
3. 総会が開催されない場合は、理事会の議決をもって総会の議決とみなす。
4. 当分の間は研究会大会の参加費をもって正会員年会費と見なすことができる。
5. 本会の会費は、当分の間、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年額 2,000円
 - (2) 施設会員 年額 20,000円
 - (3) 名誉・功労会員 0円
 - (4) 賛助会員 年額1口 50,000円

附則 (2)

1. この会則変更を平成21年11月1日から施行する。
2. 前述の「第17条 事務局設置に関する条項」を廃止し、新たに次の条項とする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために、会長の選任する役員に事務局長および事務局長補佐を命じ、事務局を設け、必要な職員を置くことができる

3. 前述の「第2条目的に関する条項」を廃止し、新たに次の条項とする。
(目的)

第2条 本会は、腎不全・透析療法に関し、良好な透析効率に維持することにより、透析患者の生命予後やQOL, ADLの改善することを目的とし、全国の透析医療に関わる医療関係者を対象に、研究および診療の進歩、発展を願うものである。

4. 本会の代表を会長、副代表を副会長、理事を幹事、理事会を幹事会へ呼称の変更をする。さらに副会長は1名もしくは2名を選任する。
5. 本会幹事より以下の役員を選任する。

会 長	天野 泉
副会長	小野淳一
事務局長	鵜川豊世武
事務局長補佐	椛島成利
監 事	藤原千尋

附則（3）

1. この会則の変更を平成24年12月1日から施行する。
2. 監事を2名にする。
3. 監事 副島一晃を選任する。

附則（4）

1. この会則変更を平成26年9月1日から施行する。
2. 第1章 総則（名称）について幹事会会議にて、本研究会の名称を「日本クリアランスギャップ研究会」とする。